

障害福祉サービス事業者実地指導 主な指摘事項
〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

1．人員に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
従業員の配置	児童指導員、保育士の配置について、基準どおり配置されていなかった。	サービス提供時間帯を通じて児童指導員及び保育士を2人以上（1人以上常勤）配置してください。（上記は利用定員10人の場合を想定）
	令和3年度基準改定により「障害福祉サービス経験者」は児童発達支援及び放課後等デイサービスの人員基準から削除されました。詳細は関係法令をご確認ください。	
	事業所をまたぐ兼務職員の勤務時間が明確に管理されていなかった。	事業所をまたぐ業務の兼務は、勤務時間を明確に分けて管理してください。 <u>なお、上記の内容は令和2年度に放課後等デイサービスの特別調査により判明し、運営基準減算が適用された事案です。</u>
児童発達支援管理責任者が適切に配置されていなかった。	児童発達支援管理責任者はサービス提供時間帯を通じて1名以上配置し、勤務記録を残してください。	

2．運営に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
運営規程・重要事項説明書	運営規程で定めている内容と重要事項説明書に書かれている内容に相違があった。	それぞれの記載内容が一致するように整合性を図ってください。 また、運営規程の附則に変更した年月日、内容を記載することで、事後に確認しやすくなります。
運営規程	運営規程に規定する項目が不足していた。	条例（指定基準）又は規則で、サービス種類別に盛り込む項目が規定されていますので、漏れのないように定めてください。

		<p>また、基準省令の解釈通知の留意点も参考にしてください。</p>
重要事項説明書	<p>重要事項説明書に記載する項目が不足していた。</p>	<p>基準省令の解釈通知で例示されている項目（運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況（実施の有無・実施した直近の年月日・実施した評価機関の名称・評価結果の開示状況等）については必ず記載してください。</p>
重要事項の掲示	<p>掲示していなかった。</p>	<p>運営規程の概要や従業員の勤務体制、その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項は、相談室や玄関など、利用者等が見やすい場所に掲示してください。重要事項を記載したファイル等を利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事務所に備え付ける方法も可能です。</p>
個別支援計画	<p>作成又は変更時にアセスメントを実施したことが確認できなかった。</p> <p>児童発達支援管理責任者が計画を作成したか確認ができなかった。</p> <p>計画作成に際し、担当者会議が行われていなかった。</p> <p>利用者及びその家族の同意を得たことが確認できなかった。</p> <p>モニタリングを実施したことが確認できなかった。</p>	<p>アセスメントを実施したときは、適切に行われたことがわかるよう記録してください。</p> <p>計画に作成者の名前を記載してください。</p> <p>計画の原案について、担当者会議を開催し、担当者から意見を求めてください。また、その内容を記録してください。</p> <p>計画を作成又は変更したときは、利用開始までに利用者及びその家族の同意を得たうえで当該計画を交付してください。</p> <p>モニタリングは利用者と面接し、目標の達成度を評価してください。</p>

	<p>た。</p> <p>計画が作成されていなかった。</p>	<p>また定期的にモニタリングを実施し、記録を残してください。</p> <p>速やかに計画を作成し、利用者の同意を得てください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>以下の状態で1カ月を経過した場合には、個別支援計画未作成減算が適用されます。</p> <p>個別支援計画が作成されていない</p> <p>個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない</p> </div>
<p>利用定員の遵守</p>	<p>利用児童数が常態的に利用定員を超えていた。</p>	<p>定員を遵守し、受け入れ数の適正化を図ってください。</p> <p>利用児童数が利用定員を超えたことで、事業所に置くべき従業員の員数が不足し、人員欠如減算や加算の要件を満たさず報酬返還となる事例が発生しています。</p> <p><u>減算にならない範囲であれば受け入れて良いということではありません。</u></p>
<p>サービス提供の記録</p>	<p>解釈通知に従って作成されていなかった。</p>	<p>以下の事項について、サービスの提供の都度記録し、利用者の確認を得てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供日 ・提供したサービスの具体的内容 ・利用者負担額等の利用者へ伝達すべき事項
<p>障害児通所給付費の額に係る通知等</p>	<p>障害児通所給付費の額について通所給付決定保護者に通知していなかった。</p>	<p>法定代理受領により市から障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の額を通知してください。</p>
<p>非常災害対策</p>	<p>非常災害に対する具体的な計画を作成していなかった。</p>	<p>非常災害に対する具体的な計画を作成してください。</p> <p>「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処</p>

	<p>非常災害時の通報及び連携体制を整備していなかった。</p> <p>定期的に避難訓練を実施していなかった。</p>	<p>するための計画をいいます。</p> <p>非常災害時の通報及び連携体制を整備してください。</p> <p>火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図ってください。</p> <p>定期的に避難訓練を実施してください。</p>
勤務体制の確保等	<p>ハラスメント防止のための方針の明確化及び相談体制の整備等の必要な措置を講じていなかった。</p>	<p>事業者は、職場におけるハラスメント（セクシュアルハラスメント（上司や同僚に限らず、入所者（利用者）やその家族等から受けるものも含む。）やパワーハラスメント）の防止のための雇用管理上の措置を講じてください。</p>
身体拘束等の禁止	<p>身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていなかった。</p>	<p>以下 について適切に実施してください。また、必要な措置を講じていることが分かるように記録を作成してください。</p>
	<p>令和3年度基準改定により以下の要件が必要となりました。（令和4年度より義務化）</p> <p>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること</p> <p>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること</p> <p>従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。（年1回以上・新規採用時）</p> <p>なお、令和5年度より ～ の措置を講じていない場合も身体拘束廃止未実施減算が適用されますので留意してください。</p>	
虐待の防止	<p>虐待防止のための措置を講じていなかった。</p>	<p>以下 について適切に実施してください。また、必要な措置を講じていることが分かるように記録を作成してください。</p>

令和3年度基準改定により以下の要件が必要となりました。
(令和4年度より義務化)

虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること

従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的を実施すること(年1回以上・新規採用時)

を適切に実施するための担当者を置くこと

3 . 介護給付費の算定及び取扱い

項目	事業所の状況	指導内容
児童指導員等加配加算	利用児童の数が定員を超えている日において、実利用児童数に応じた人員配置基準が満たされていないなかった。	実利用児童数に応じた人員配置基準を満たしたうえで、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士等を1人（常勤換算による算定）以上配置してください。
専門的支援加算	従業員の欠勤等により、人員配置基準が満たされていないなかった。	人員配置基準を満たしたうえで、理学療法士等又は児童指導員（児童指導員は児童発達支援に限る）を1人（常勤換算による算定）以上配置してください。
欠席時対応加算	欠席児童又はその家族等に対して実施した連絡調整その他の相談支援の内容を記録していなかった。	欠席児童又はその家族等に対して実施した連絡調整その他の相談支援の内容を記録してください。
事業所内相談支援算	療育に関する相談援助を行うことについて個別支援計画に位置付けていなかった。また、あらかじめ保護者の同意を得ていなかった。 相談援助が30分以上行われたか確認できなかった。	療育に関する相談援助を行うことを個別支援計画に位置付け、あらかじめ保護者の同意を得てください。 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び内容を記録してください。相談援助が30分に満たない場合は算定できません
延長支援加算	延長支援が必要な理由について個別支援計画に位置付けていなかった。	延長支援が必要な理由を個別支援計画に位置付けてください。
関係機関連携加算	児童が通う学校等の関係機関と連携を図ることについて、事前に保護者から同意を受けていなかった。	児童が通う学校等の関係機関と連携を図ることを個別支援計画に位置付け、事前に保護者から同意を受けてください。

	<p>個別支援計画に関係機関との連携方法を位置付けていなかった。</p> <p>別機関が開催する会議の参加をもって加算算定していた。</p>	<p>個別支援計画に関係機関との連携方法を位置付けてください。</p> <p>当該事業所が個別支援計画に関する会議を開催し、関係機関（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等）との連絡調整及び相談援助を行った場合に算定してください。計画相談（障がい児相談）支援事業所が開催するサービス等利用計画（障がい児支援利用計画）作成のための会議に出席することは算定の対象となりません。</p>
<p>福祉・介護職員 処遇改善加算</p>	<p>福祉・介護職員へ処遇改善計画等の内容が周知されていなかった。</p>	<p>全ての福祉・介護職員に処遇改善計画等の内容を周知してください。</p>
<p>【参考】「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和5年3月10日付け障障発 0310 第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)</p>		